

## **企業年金連合会**

### **求職者等セクシュアルハラスメントの防止に対する基本方針**

#### **1. はじめに**

企業年金連合会（以下「当連合会」という。）は、採用選考活動その他の求職活動等（以下「求職活動等」という。）に参加する求職者等に、当連合会職員による性的な言動によるハラスメント（以下「求職者等セクハラ」という。）行為が生じないよう「公正な採用基準」に基づき、基本的人権の尊重、適性・能力により採用選考を行っていくことを目的とし、本基本方針を定めます。

#### **2. 求職者等セクハラ定義**

求職者等セクハラとは、当連合会の職員による性的な言動により、求職者等が求職活動等を阻害されることを指します。求職活動等には、以下の活動が含まれます。

- ・採用に係る説明会および選考（適性検査や面接の実施）に係るイベントへの参加
- ・OB・OG訪問等による当連合会職員への訪問、面談
- ・その他、採用選考に係る電話やメール等による問合せ

#### **3. 求職者等セクハラ行為**

- ・身体的接触
- ・性的な冗談や、からかいなどの発言
- ・私的な交際として食事やデートに執拗に誘う
- ・選考に不必要なプライバシー情報を聞く
- ・妊娠、出産、育児等を理由とした不利益な取扱い
- ・性的な言動に対して拒否したら内定取消とする発言
- ・その他、上記行為に類する行為

#### **4. 当連合会の対応**

当連合会は、ハラスメント対応として以下の相談窓口を設置しています。

##### **【相談窓口】**

求職者等セクハラ相談窓口

- ・池田法律事務所

e-mail : [ikeda@ikeda-law.com](mailto:ikeda@ikeda-law.com)

相談内容については、プライバシーに配慮するとともに、相談したことを理由として不利益な取扱いを行うことはありません。なお、相談があった場合は、事実関係の確認を行い、厳正に対処いたします。